

法務局からのお知らせ

奥州市の地域自治区の設置期間満了に伴い、
平成30年4月1日から登記簿の所在等の表示が変更になります。



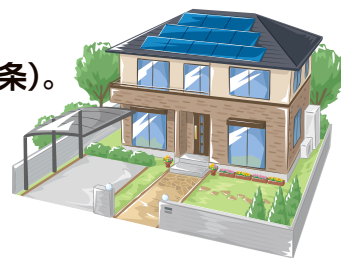
不動産の登記簿の所在について

不動産（土地・建物）の登記簿に記載されている土地・建物の所在に変更が生じることになるため、法務局において職権により順次、修正を行います（完了予定：平成30年9月末日）。

職権による修正が完了するまでの間、変更前の所在で登記事項証明書等を発行させていただくこととなりますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、登記事項証明書等の効力に影響はありません（不動産登記規則第92条）。

また、登記完了証及び登記識別情報通知に記載される「不動産の表示」についても、職権による修正が完了するまでの間、変更前の所在で発行させていただくこととなりますが、これについても効力に影響はありません。



所有者等の住所の変更について

不動産（土地・建物）の登記簿に記載されている所有者等の住所については、職権による修正は行いませんが、地域自治区の設置期間満了に伴う住所の変更については公知の事実により明らかなため、変更の登記をしなくても特段問題はありません。

なお、変更を希望される場合には、変更の登記を申請していただく必要があります。



会社・法人の登記について

会社・法人の登記については、次の場合に法務局において職権により修正を行います（完了予定：平成30年4月2日）。

- ・奥州市に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の本店（主たる事務所）の住所
- ・岩手県内に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の奥州市の支店（従たる事務所）の住所
- ・奥州市を含む岩手県内に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の役員の住所

御不明な点につきましては、お気軽にお問合せください。



お問合せ先

盛岡地方法務局登記部門

盛岡地方法務局水沢支局

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号
☎019-624-1141（音声案内2）

奥州市水沢区字多賀97番地
☎0197-24-0511（音声案内2）